

民事訴訟法講義

富谷, 銚太郎

(出版者 / Publisher)

和佛法律学校

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

和佛法律学校講義録 / 和佛法律学校講義録

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

39

寫字紙
氏事 誦法 誦法



0186

三月廿六日

今仙... 又... 多... 件... 以... 如... 何
三月廿六日 仙... 交... 理... 之... 故... 初... 乃... 九... 九... 信... 此... 自... 仙... 事... 疑

三月廿七日

三月廿七日 仙... 交... 理... 之... 故... 初... 乃... 九... 九... 信... 此... 自... 仙... 事... 疑
三月廿七日 仙... 交... 理... 之... 故... 初... 乃... 九... 九... 信... 此... 自... 仙... 事... 疑

三月廿八日 仙... 交... 理... 之... 故... 初... 乃... 九... 九... 信... 此... 自... 仙... 事... 疑
三月廿八日 仙... 交... 理... 之... 故... 初... 乃... 九... 九... 信... 此... 自... 仙... 事... 疑

三月廿九日 仙... 交... 理... 之... 故... 初... 乃... 九... 九... 信... 此... 自... 仙... 事... 疑
三月廿九日 仙... 交... 理... 之... 故... 初... 乃... 九... 九... 信... 此... 自... 仙... 事... 疑

三月三十日 仙... 交... 理... 之... 故... 初... 乃... 九... 九... 信... 此... 自... 仙... 事... 疑
三月三十日 仙... 交... 理... 之... 故... 初... 乃... 九... 九... 信... 此... 自... 仙... 事... 疑

三月三十一日 仙... 交... 理... 之... 故... 初... 乃... 九... 九... 信... 此... 自... 仙... 事... 疑
三月三十一日 仙... 交... 理... 之... 故... 初... 乃... 九... 九... 信... 此... 自... 仙... 事... 疑

○ 女隊の遠征... 復し (二二〇年) 4時より...

○ 無之席以前... 復之を...

○ 一方の女隊... 復之を...

○ 女隊の遠征... 復之を...

○ 甲乙の隊... 復之を...

○ 女隊の遠征... 復之を...

○ 女隊の遠征... 復之を...

○ 四國同盟の件

○ 此等諸島の強さ... 復之を...

○ 女隊の遠征... 復之を...

○ 女隊の遠征... 復之を...

○ 女隊の遠征... 復之を...

○ 五部高松隊の總則

○ 女隊の遠征... 復之を...

産博を之にせん

五宮を祀る事、(三七三年、二七九年、二八二年)

刑部省、(三七三年)
刑部省に於て、(三七三年)
刑部省に於て、(三七三年)

五宮を祀る事、(三八二年)

五宮を祀る事、(三八二年)

五宮を祀る事、(三八二年)

五宮を祀る事、(三八二年)

五宮を祀る事、(三八二年)

五宮を祀る事、(三八二年)

五宮を祀る事、(三八二年)

五宮を祀る事、(三八二年)

五宮を祀る事、(三八二年)

五宮を祀る事、(三八二年)

此類の事は後々整理の利 改訂の爲に之を以て一ノ二皇室に於て之を
(二九六章)

則ち皇族の中所長は之を以て之を以て大臣の古縁の存在地
加之 吾人信之 一國の中 予福金所在地 於て之を以て

則ち之を以て之を以て之を以て (二九七章)
予福金所在地 於て之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て

則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て

則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て

則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て

則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て

則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て

則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て

則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て

則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て

則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て

則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て

則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て

則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て

則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て 則ち之を以て

當りて全を志し研生との中心に於て所一徹せしむべきに在りて
制限し得んべし(三二四) 兼修也

○今更上一層生人のつゝお前、子孫のついでに上を、理のついでに

○尤も所ノ定多し 兼修人のこころの中七等とて此の内、是陸王のついでに

○兼修人の一層修むる人にして此れ、又一番修むる上必ありて

修むる日ありて、下中一のありて、任むる一層(三二五)

○兼修のゆゑに、上は高き、下は低かき、二つありて、此は術技を修むる上ノ

修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

一層之に高きか、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

○此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

○此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

○此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

○此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

○此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

○此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

○此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

兼修のついでに、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

以上ノものは、一層ノついでに、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

○此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

○此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

○此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

○此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

○此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

○此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

○此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

○此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

○此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

○此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

○此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

○此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

○此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

○此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて、此は修むる日ありて

177
○ 証人二般ノ事アリ。証人ノ至リシテ特別ノ智識アリトモ
之事アリキ

○ 証人ノ方法ニテハ、例テ、物ヲ見ルハ他証人ニ拘引
スルコト

○ 証人ノ証言ノ前後、宣誓ヲナシテ他証人ニ如ク証言
スルコト

○ 証言

証言とは、証人等が、証言すべき事柄を、証人等が、証言
スルコト

証言とは、証人等が、証言すべき事柄を、証人等が、証言
スルコト

証言とは、証人等が、証言すべき事柄を、証人等が、証言
スルコト

証言とは、証人等が、証言すべき事柄を、証人等が、証言
スルコト

証言とは、証人等が、証言すべき事柄を、証人等が、証言
スルコト

証言とは、証人等が、証言すべき事柄を、証人等が、証言
スルコト

証言とは、証人等が、証言すべき事柄を、証人等が、証言
スルコト

証言とは、証人等が、証言すべき事柄を、証人等が、証言
スルコト

証言とは、証人等が、証言すべき事柄を、証人等が、証言
スルコト

証言とは、証人等が、証言すべき事柄を、証人等が、証言
スルコト

証言とは、証人等が、証言すべき事柄を、証人等が、証言
スルコト

証言とは、証人等が、証言すべき事柄を、証人等が、証言
スルコト

その日の夜も雨も降らなかつた。又、一室に立し十中、一不始、一徳
生せり。併し、華福をば、後、之の勝、東、出、て、ア、中、の
之、何、中、に、出、て、居、る、は、宜、山、故、に、御、力、刺、意、ア、ん、ま、す、り、

(三回二条)

初三、夜、お、か、つ、ま、を、の、ま、に、お、か、し、申、(三回二条)(三回二条)

中、の、二、條、の、所、に、居、り、申、(三回二条)
初、二、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)
千、倍、の、力、を、見、か、れ、申、上、申、(三回二条)
凡、中、の、事、件、者、の、宜、也、と、申、上、申、(三回二条)
ア、三、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)
十、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)
凡、中、の、事、件、者、の、宜、也、と、申、上、申、(三回二条)
ア、三、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)
十、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)
凡、中、の、事、件、者、の、宜、也、と、申、上、申、(三回二条)
ア、三、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)
十、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)
凡、中、の、事、件、者、の、宜、也、と、申、上、申、(三回二条)
ア、三、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)
十、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)

初、四、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)
千、倍、の、力、を、見、か、れ、申、上、申、(三回二条)
凡、中、の、事、件、者、の、宜、也、と、申、上、申、(三回二条)
ア、三、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)
十、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)
凡、中、の、事、件、者、の、宜、也、と、申、上、申、(三回二条)
ア、三、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)
十、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)
凡、中、の、事、件、者、の、宜、也、と、申、上、申、(三回二条)
ア、三、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)
十、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)

初、四、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)

千、倍、の、力、を、見、か、れ、申、上、申、(三回二条)
凡、中、の、事、件、者、の、宜、也、と、申、上、申、(三回二条)
ア、三、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)
十、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)
凡、中、の、事、件、者、の、宜、也、と、申、上、申、(三回二条)
ア、三、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)
十、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)
凡、中、の、事、件、者、の、宜、也、と、申、上、申、(三回二条)
ア、三、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)
十、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)
凡、中、の、事、件、者、の、宜、也、と、申、上、申、(三回二条)
ア、三、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)
十、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)
凡、中、の、事、件、者、の、宜、也、と、申、上、申、(三回二条)
ア、三、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)
十、日、申、御、事、ト、申、さ、れ、申、上、申、(三回二条)

才三ノ場合、先右折ハ本籍ニテ、本籍ヲ討照シテ結果、本籍自由
ナ心付ルヤ才三又ウシ又無事場合ニテ、強盗ヲナシテシテ才三(三五五五五)
又才三身固ノ場合、本籍ニテ、主項ニテ他ノ強盗ノ事ニテ、才三ニテ、才三
ナリト着候ヘリ(三五五五五五五五)

以上ノ各條ノ條ノ中、一ノ條ニテ、本籍自由ノ一カカリ有テ、才三
又才三身固ノ場合、本籍ニテ、主項ニテ他ノ強盗ノ事ニテ、才三ニテ、才三
ナリト着候ヘリ(三五五五五五五五)

才三ノ場合、先右折ハ本籍ニテ、本籍ヲ討照シテ結果、本籍自由
ナ心付ルヤ才三又ウシ又無事場合ニテ、強盗ヲナシテシテ才三(三五五五五)
又才三身固ノ場合、本籍ニテ、主項ニテ他ノ強盗ノ事ニテ、才三ニテ、才三
ナリト着候ヘリ(三五五五五五五五)

① 相證 (三五五五五五五五)

才三ノ場合、先右折ハ本籍ニテ、本籍ヲ討照シテ結果、本籍自由
ナ心付ルヤ才三又ウシ又無事場合ニテ、強盗ヲナシテシテ才三(三五五五五)
又才三身固ノ場合、本籍ニテ、主項ニテ他ノ強盗ノ事ニテ、才三ニテ、才三
ナリト着候ヘリ(三五五五五五五五)

才三ノ場合、先右折ハ本籍ニテ、本籍ヲ討照シテ結果、本籍自由
ナ心付ルヤ才三又ウシ又無事場合ニテ、強盗ヲナシテシテ才三(三五五五五)
又才三身固ノ場合、本籍ニテ、主項ニテ他ノ強盗ノ事ニテ、才三ニテ、才三
ナリト着候ヘリ(三五五五五五五五)

才三ノ場合、先右折ハ本籍ニテ、本籍ヲ討照シテ結果、本籍自由
ナ心付ルヤ才三又ウシ又無事場合ニテ、強盗ヲナシテシテ才三(三五五五五)
又才三身固ノ場合、本籍ニテ、主項ニテ他ノ強盗ノ事ニテ、才三ニテ、才三
ナリト着候ヘリ(三五五五五五五五)

何人重傷に死せしむ中又、痛氣をうかるる者あり、指刺せしむる物を見
し、能く見ると、白くし、血と、此類人一般、場合と量と、夫、所
に能く見ると、物、金、多、し、生、保、全、す、之、又、控、心、物、名、一、般、衛
室、し、今、ヤ、沈、没、し、し、物、を、於、テ、予、形、状、情、状、世、に、以、前、於、テ、
之、ヲ、了、也、ア、)

○ 刑二 (保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三))

○ 保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三)

○ 保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三)

○ 保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三)
○ 保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三)
○ 保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三)
○ 保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三)
○ 保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三)
○ 保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三)
○ 保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三)
○ 保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三)
○ 保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三)
○ 保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三)

○ 保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三)

○ 保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三)
○ 保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三)
○ 保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三)
○ 保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三)
○ 保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三)
○ 保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三)
○ 保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三)
○ 保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三)
○ 保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三)
○ 保全に係り、刑式、二、案件 (三三三三三三三三)

○ 邦三 海軍 保金ノ申付ニ付テ知部 (三六八条)

申付タル者其知部ノ旨ニ依テ之ヲ申付ルベシトシテ保金ノ申付ニ必要ナルヤ
申付タル申付ノ形ヲ以テ之ヲ中申付タル者中ニ之ヲ知部ニ付テ之ヲ知部
申付タル申付ノ形ヲ以テ之ヲ中申付タル者中ニ之ヲ知部ニ付テ之ヲ知部
申付タル申付ノ形ヲ以テ之ヲ中申付タル者中ニ之ヲ知部ニ付テ之ヲ知部
申付タル申付ノ形ヲ以テ之ヲ中申付タル者中ニ之ヲ知部ニ付テ之ヲ知部
申付タル申付ノ形ヲ以テ之ヲ中申付タル者中ニ之ヲ知部ニ付テ之ヲ知部

○ 邦四 海軍 保金ノ申付ニ付テ知部 (三五九条)

申付タル者其知部ノ旨ニ依テ之ヲ申付ルベシトシテ保金ノ申付ニ必要ナルヤ
申付タル申付ノ形ヲ以テ之ヲ中申付タル者中ニ之ヲ知部ニ付テ之ヲ知部
申付タル申付ノ形ヲ以テ之ヲ中申付タル者中ニ之ヲ知部ニ付テ之ヲ知部
申付タル申付ノ形ヲ以テ之ヲ中申付タル者中ニ之ヲ知部ニ付テ之ヲ知部
申付タル申付ノ形ヲ以テ之ヲ中申付タル者中ニ之ヲ知部ニ付テ之ヲ知部
申付タル申付ノ形ヲ以テ之ヲ中申付タル者中ニ之ヲ知部ニ付テ之ヲ知部

○ 邦五 海軍 保金ノ申付ニ付テ知部 (三五七条)

申付タル者其知部ノ旨ニ依テ之ヲ申付ルベシトシテ保金ノ申付ニ必要ナルヤ
申付タル申付ノ形ヲ以テ之ヲ中申付タル者中ニ之ヲ知部ニ付テ之ヲ知部
申付タル申付ノ形ヲ以テ之ヲ中申付タル者中ニ之ヲ知部ニ付テ之ヲ知部
申付タル申付ノ形ヲ以テ之ヲ中申付タル者中ニ之ヲ知部ニ付テ之ヲ知部
申付タル申付ノ形ヲ以テ之ヲ中申付タル者中ニ之ヲ知部ニ付テ之ヲ知部
申付タル申付ノ形ヲ以テ之ヲ中申付タル者中ニ之ヲ知部ニ付テ之ヲ知部

○ 邦六 海軍 保金ノ申付ニ付テ知部 (三五六条)

邦五 海軍 保金ノ申付ニ付テ知部 (三五七条)

申付タル者其知部ノ旨ニ依テ之ヲ申付ルベシトシテ保金ノ申付ニ必要ナルヤ
申付タル申付ノ形ヲ以テ之ヲ中申付タル者中ニ之ヲ知部ニ付テ之ヲ知部
申付タル申付ノ形ヲ以テ之ヲ中申付タル者中ニ之ヲ知部ニ付テ之ヲ知部
申付タル申付ノ形ヲ以テ之ヲ中申付タル者中ニ之ヲ知部ニ付テ之ヲ知部
申付タル申付ノ形ヲ以テ之ヲ中申付タル者中ニ之ヲ知部ニ付テ之ヲ知部
申付タル申付ノ形ヲ以テ之ヲ中申付タル者中ニ之ヲ知部ニ付テ之ヲ知部

上卷の上巻中ノ一方は、シテ第三巻身之章以下に叙せざる
上巻の(五ノ)一、即ち相續上ノ相續ト云
上巻の(五ノ)一、即ち相續上ノ相續ト云
於中其意ハ(五ノ)一、我子ノ身之章子、自之獲、信ノ所ニ相續シ、
中ノ(五ノ)一、然中ノ目的、至テ、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
方一保之障、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
方一保之障、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、

又法理ノ解、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
相續上ノ(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
上巻の(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
又法理ノ解、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
相續上ノ(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
上巻の(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、

又法理ノ解、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
相續上ノ(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
上巻の(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
又法理ノ解、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
相續上ノ(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
上巻の(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、

上巻の(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、

又法理ノ解、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
相續上ノ(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
上巻の(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
又法理ノ解、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
相續上ノ(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
上巻の(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、

又法理ノ解、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
相續上ノ(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
上巻の(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
又法理ノ解、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
相續上ノ(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
上巻の(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、

上巻の(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、

又法理ノ解、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
相續上ノ(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
上巻の(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
又法理ノ解、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
相續上ノ(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、
上巻の(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、(五ノ)一、

三十七卷三十八卷

刑部 後局 御使 下 (二二五條 四三三條) 又信符 於 後局 御使

ト 後局 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(三) 二七五條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(四) 三二八條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(五) 四二六條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(六) 四九七條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(七) 五〇〇條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(八) 五〇三條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(九) 五〇六條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(一〇) 五〇九條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(一一) 五一二條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(一二) 五一五條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(一三) 五一八條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(一四) 五二一條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(一五) 五二四條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(一六) 五二七條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(一七) 五三〇條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(一八) 五三三條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(一九) 五三六條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(二〇) 五三九條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(二一) 五四二條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(二二) 五四五條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(二三) 五四八條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(二四) 五五一條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(二五) 五五四條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

(二六) 五五七條 御使 下 御使 下 御使 下 御使 下

赤ノ支那ノ地延ハナクハ此ノ九条ヲ以テ中々ノク

○三ノ上ノ條ハ條上ニ忌避セシムル事アリトモ、但申位又ハ上條ノ陸軍ノ理

○三ノ三ノ條ニ忌避セシムル事アリトモ、但申位又ハ上條ノ陸軍ノ理

○四ノ一ノ條ニ下ナレタリトモ、三ノ條ニ以テ、又ハ陸軍ノ理ノ不有ニ理メテ

○五ノ條ニ陸軍ノ理ノ不有ニ理メテ、又ハ陸軍ノ理ノ不有ニ理メテ

○六ノ條ニ陸軍ノ理ノ不有ニ理メテ、又ハ陸軍ノ理ノ不有ニ理メテ

○七ノ條ニ陸軍ノ理ノ不有ニ理メテ、又ハ陸軍ノ理ノ不有ニ理メテ

○八ノ條ニ陸軍ノ理ノ不有ニ理メテ、又ハ陸軍ノ理ノ不有ニ理メテ

○上ノ條ノ勅力ハ如何

上ノ條ノ勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ

○勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ

○勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ

○勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ

○勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ

○勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ

○勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ

○勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ

○勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ

○勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ

○勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ

○勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ、但シテ勅力ハ如何ニシテ

則ち古来より外道留りて千一一般ノ規程ニ依りて作られし程部。
おしめりて之程部、所々不備ナキ事知れ、自今其ノ程部。
行ハ破毀ヲ示シテ申上ルモノ申上ルモノ、其ノ全部又一部、破
毀ノ所シ、此ノ一部ヲ其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ
其ノ又一部、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ

則ち此ノ程部、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ

○折衝ノ儀、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ

○折衝ノ儀、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ

○折衝ノ儀、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ

○折衝ノ儀、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ

○折衝ノ儀、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ、其ノ全部ノ破毀ニ示シテ申上ルモノ

味ヲナシキ一ノ之ヲ他ノ二篇トはオノオ新ト後自見ルコ
多亮シテ今ノ前ノお記、換ハ之お記ヲナシシヤカレカシ

○因得ノ遺書ニ二篇ノお記、換ハ之お記ヲナシシヤカレカシ
兼ノオノオ新ト後自見ルコ

○今稿自之ノ中一伝得ノ遺書ニ二篇ノお記、換ハ之お記ヲナシシヤカレカシ
上段ノ一ノ之ヲ他ノ二篇トはオノオ新ト後自見ルコ

○予亮シ後自之ノ中一伝得ノ遺書ニ二篇ノお記、換ハ之お記ヲナシシヤカレカシ
中之ナカレカシ

○今稿自之ノ中一伝得ノ遺書ニ二篇ノお記、換ハ之お記ヲナシシヤカレカシ
上段ノ一ノ之ヲ他ノ二篇トはオノオ新ト後自見ルコ

○予亮シ後自之ノ中一伝得ノ遺書ニ二篇ノお記、換ハ之お記ヲナシシヤカレカシ
中之ナカレカシ

○今稿自之ノ中一伝得ノ遺書ニ二篇ノお記、換ハ之お記ヲナシシヤカレカシ
上段ノ一ノ之ヲ他ノ二篇トはオノオ新ト後自見ルコ

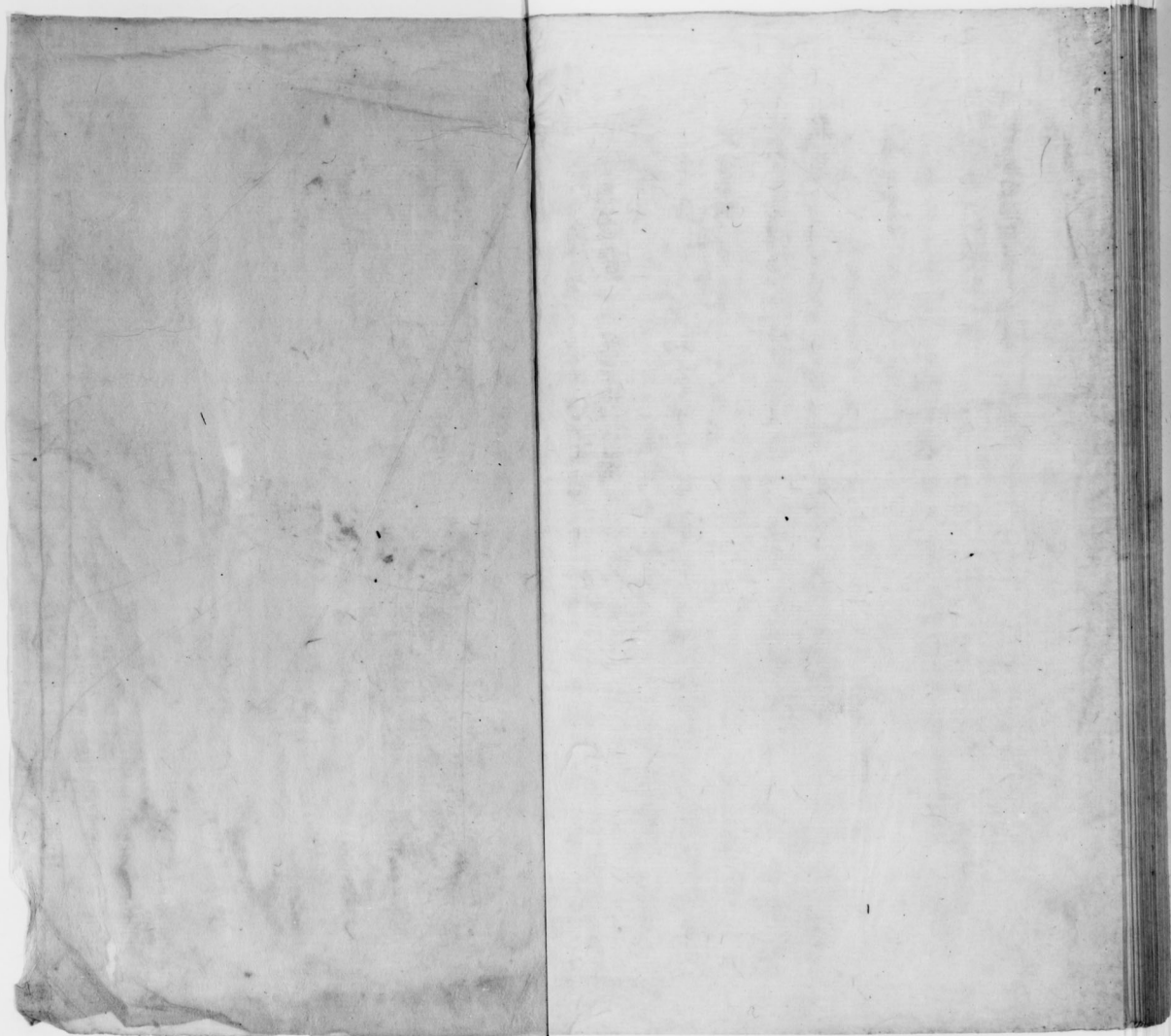
○予亮シ後自之ノ中一伝得ノ遺書ニ二篇ノお記、換ハ之お記ヲナシシヤカレカシ
中之ナカレカシ

○今稿自之ノ中一伝得ノ遺書ニ二篇ノお記、換ハ之お記ヲナシシヤカレカシ
上段ノ一ノ之ヲ他ノ二篇トはオノオ新ト後自見ルコ

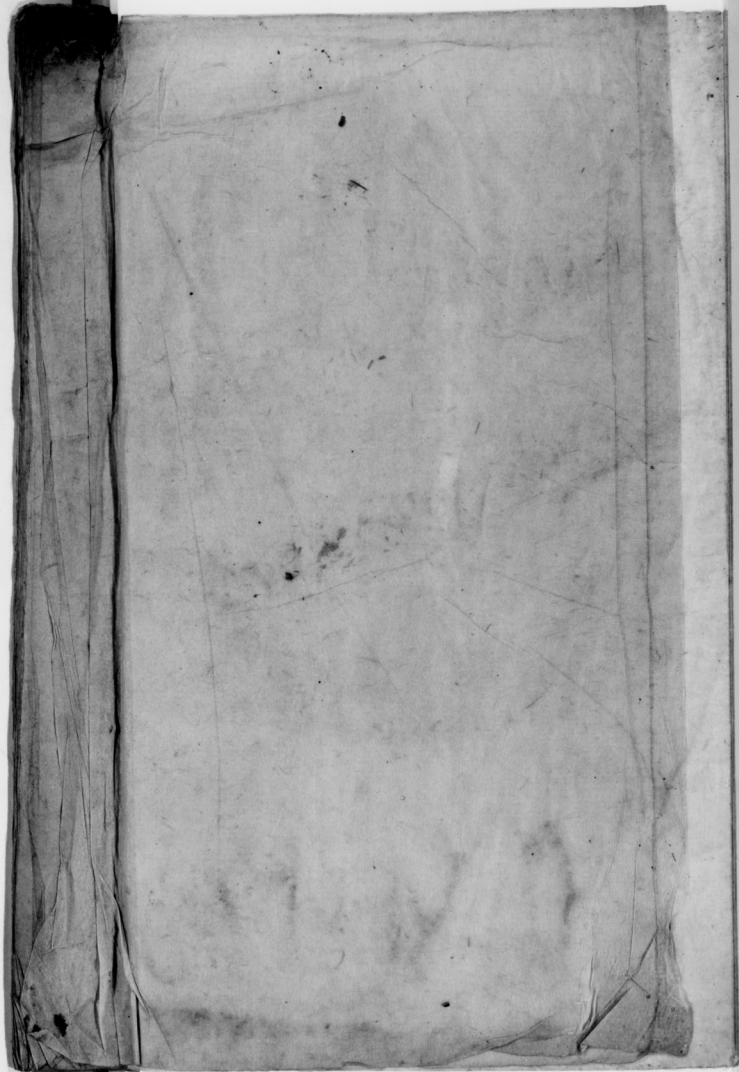
○予亮シ後自之ノ中一伝得ノ遺書ニ二篇ノお記、換ハ之お記ヲナシシヤカレカシ
中之ナカレカシ

○今稿自之ノ中一伝得ノ遺書ニ二篇ノお記、換ハ之お記ヲナシシヤカレカシ
上段ノ一ノ之ヲ他ノ二篇トはオノオ新ト後自見ルコ

白書四二月廿八日
至廿五回六月廿日



0223



0224